

私たちは「戦争法案」の廃案を求めます。

日本科学者会議宮城支部

第2次安倍内閣は、多くの人々の反対の声を押しきって、憲法違反の「集団的自衛権行使」を容認する閣議決定を行い、今189国会に「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」（以下、「戦争法案」）を提出しました。

この2つの法案は、これまでの政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、憲法9条を根底からくつがえすものです。

日本国憲法第9条には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と書かれています。

自衛隊の創設も、軍事予算の拡大も、インド洋やイラクへの派兵も、憲法の制約の下、様々な言い訳を弄して、強行してきましたが、今度は自衛隊が、他国軍のために武器の輸送まで行い、「戦闘地域」であっても活動することになる、まさに「武力によって国際紛争を解決する」目的を持った、憲法違反の法案です。

「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、一内閣の判断で覆してしまう暴挙としか言いようがありません。

科学を人類の真の幸福に役立たせるために、市民と連帯し、関係団体と協力・共同して、学問と社会のあるべき姿を探究し、科学の成果を社会へ還元することを課題として活動することを目標としている私たち科学者会議は、「殺し、殺される法体系」は社会のあるべき姿ではないと確信しています。よって、この「戦争法案」を速やかに廃案にすることを求めます。

2015年7月11日

連絡先：宮城支部事務局長 山崎 誠

宮城県仙台市宮城野区幸町3-3-1-504

TEL：080-6962-4601